

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和6年9月13日（金）
午前10時01分～午後2時02分
場 所： 第二委員会室

出席委員 （6人）	委員長	渡 辺 しんじ	副委員長	岸 田 めぐみ
	委員	おにづかこずえ	委員	橋 本 由美子
	委員	しらた 満	委員	石 山 ひろあき

出席説明員	都市整備部長	佐 藤 稔	都市計画課長	松 本 一 宏
	ニュータウン再生担当課長	内 田 直 人	道路交通課長	檜 島 幹 夫
	交通対策担当課長	田 中 宜 久		
	環境部長（兼）	小 柳 一 成	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡
	特命事項担当部長			
	公園緑地課長	長谷川 哲 哉	資源循環推進課長（兼）	星 野 正 春
			資源化センター長	

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第 8 1 号議案 市道路線の廃止について	可決すべきもの
2	第 8 2 号議案 市道路線の認定について	可決すべきもの
3	所管事務調査 地域公共交通について	了承
4	行政視察について	了承・継続調査
5	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	多摩センターわくわくプロジェクト進捗状況報告	経済観光課 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
2	次期 多摩市都市計画マスタープランの素案について	都市計画課
3	南多摩尾根幹線における橋梁工事について	都市計画課
4	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	ニュータウン再生担当
5	多摩市道路占用料等徴収条例ほか 2 条例の改正について	道路交通課 公園緑地課 下水道課
6	関戸ヤード造成整備に関する工事施工について	道路交通課
7	多摩市ミニバスについて	交通対策担当
8	粗大ごみのオンライン決済における P a y P a y の利用開始について	資源循環推進課
9	「燃やせるごみ」臨時収集について（報告）	資源循環推進課
10	気候変動適応法改正への対応について	環境政策課
11	令和 5 年度分多摩市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量算定報告	地球温暖化対策担当

12	多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園指定管理者の選定状況について	公園緑地課 スポーツ振興課
13	多摩市立グリーンライブセンターの改修後の運営体制等について	公園緑地課
14	多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗状況について（報告）	公園緑地課

午前10時01分開議

○渡辺委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

○渡辺委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

それではまず日程第1、第81号議案市道路線の廃止について及び日程第2、第82号議案市道路線の認定についてに關して現地視察をし、それから審査に入りたいと思うがいかがか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

午前10時02分休憩

午前10時38分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

この際、日程第1、第81号議案市道路線の廃止について及び日程第2、第82号議案市道路線の認定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 それでは、まず第81号議案市道路線の廃止についてである。本議案は、開発行為による道路の相互帰属に先立ち、市道路線を廃止するものである。廃止路線の概算数量は、幅員0.89メートルから5.11メートル、延長143.50メートルとなっている。これらの市道路線の廃止により、市道路線の総数は1,664路線、総延長は約303.2キロメートルとなる。よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げます。

次に、第82号議案、市道路線の認定についてである。本議案は、第81号議案で廃止した道路の開発行為が予定されている区域以外を改めて市道路線として認定するものである。認定路線の概算数量は幅員が0.9メートルから5.11メートル、延長が101.03メートルとなっている。これらの市道路線の認定により、市道路線の総数は1,665路線、総延長は約303.3キロメートルとなる。こちら併せてよろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げます。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

○橋本委員 廃止して認定してどちらにもあるが、幅が5.11メートルというのは、どこが5.11メートルなのかを教えてください。

○檜島道路交通課長 お配りした資料の案件2のほうの3ページ目をご覧ください。こちらの左側に住宅地図があるが、2-136号線、オレンジ色で塗られた部分であるが、これの下の方の丸印のついているところが起点になり、ここの起点から今回認定させていただく部分の間に住宅地があり、その中が5.11メートルである。

○橋本委員 だから、1メートル未満のところと膨らんで5メートル以上に道路が真つすぐ同じ幅ではなく、そういう出っ込み引っ込みのあるところの廃止と認定だと受け止めてよろしいか。

○檜島道路交通課長 そのようにしてある。0.89メートルの部分もあるし、5.11メートルの部分もあるが、全体として1路線として認定しているところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員。

○しらた委員 今回その黄色いところは途中まで5メートルあり、そこから先がまた狭くなっているということである。その狭くなっているところから今回の開発行為のところはずっと水路があったと思われるが、その水路はどちらのほうに今度付け替えをするのか。

○檜島道路交通課長 案件2の資料の4ページ目をご覧ください。こちらが開発を予定しているところの図面である。今回下のほうの2-136号線、オレンジ色の線が途中で切れているが、ここから緑色の部分に切り替えて、水路もこちらに流して開発される道路の排水溝につなが予定にしている。最終的には、この開発道路の排水溝を通して和田中学通りのほうに流れる計画にしている。

○しらた委員 この黄緑色のところに水路を造るということで、赤い色の廃止するところは埋めてしまう。そうすると、多摩市道路確認予定のところから北側に伸びている赤いところの道路、ここもまだ水路が入っていたと思うが、そこはどうするのか。

○檜島道路交通課長 こちらは水路の終点側と捉えているので、こちらの機能は廃止をさせていただく予定にしている。全体的に新しい開発道路のほうに水が流れるようなしつらえにしたいと考えている。

○しらた委員 では、この赤いところの廃止して潰してしまう面積の分はどこかに付け替える予定なのか。

○檜島道路交通課長 開発区域に取り込んで、新しい市道の路線の一部として付け替えをする予定にしている。

○しらた委員 今レモンイエローのほうと少し色が違うイエローのところはつながるということによろしいのか。

○檜島道路交通課長 将来的にはつながる予定である。

○しらた委員 つながるということで、では、ここ全体が一体的に見えるような感じになるわけである。それで、最後であるが、近隣の方にも今後お話をしていただいたらよいと思うが、その辺のお考えはいかがか。

○檜島道路交通課長 開発行為であるので、周辺住民への周知ということでご案内等はさせていただくところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

橋本委員。

○橋本委員 先ほども田んぼはこの秋をもって多分最後だろうということであるが、新設道路も含めて予定されているこの開発が終了する見込みの年度は来年度なのか再来年度なのか、その辺はわかっているのか。

○檜島道路交通課長 開発の手続が始まったばかりであり、これから許可等が出るところであるのでいつ終わるのかはまだ伺っていない状況であるが、規模的に言って1年か2年ぐらいで終了すると思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第81号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第81号議案市道路線の廃止についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第82号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第82号議案市道路線の廃止についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、所管事務調査、地域公共交通についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本委員会では、地域公共交通の運行の主体を担う事業者における事業の収益性や運転士の確保が課題と捉え、これらの課題の解決策を模索するため、デマンド型交通と自動運転に取り組んでいる先進自治体への視察を実施することを決定した。今後も、これまでに整理してきた課題を中心に調査研究を進めていくことにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については、委員長に一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第4、行政視察についてを議題とする。

本件について、本委員会の所管事務事項に資するため、委員会として先進市の視察を行いたいと思う。別紙の委員派遣承認要求書(案)のとおり、視察の内容については、日程は10月15日から10月16日までの2日間、場所は、15日が愛知県豊明市、16日が岐阜県岐阜市である。内容は、豊明市がデマンド型交通「チョイソコとよあけ」について、岐阜市が自動運転バスの取り組みについてである。経費は約30万円である。以上の内容で委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出ることと決定した。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることとしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。

午前10時50分休憩

(協 議 会)

午前10時51分開議

○渡辺委員長 ここで協議会に切り替える。

まず協議会1、多摩センターわくわくプロジェクト進捗状況報告について市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 協議会案件1、多摩センターわくわくプロジェクト進捗状況報告である。資料については、総務常任委員会の9月11日のフォルダの案件番号12になる。2つ資料があるが、協議会12の縦の資料をお開きいただきたいと思う。

多摩センターわくわくプロジェクトについての定例的な報告である。

まずは資料の4分の1ページ、大きな見出し2、令和6年度の取り組みについてのご報告である。大きく空間の使い方と多摩ラボ活動、公園の使い方、遊歩道の安全な通行の4点である。

まず空間の使い方についてである。昨年度はイベントと併せて社会実験を行ってきた。もう一つの横の資料、「まちづかいからまちづくりへ」という資料をお開きいただきたいと思う。こちらは昨年度の報告書となる。まちづかいに取り組んでいく中で上がってきたことや、実際に社会実験としてやってみて有効だと考えるところなどをもとに、パルテノン大通り、ハローキティストリート、パルテノン多摩、多摩中央公園の4か所でイメージをまとめている。

18分の4ページに移っていただきたいと思う。こちらの資料については、パルテノン大通りには広大な空間があるが、滞留するところや何かやってみることができるスペースとして植栽帯を活用していきたいというイメージである。

続いて、18分の6ページ、こちらがハローキティストリートになる。こちらは、その世界観を盛り上げるように商業施設に緑をあしらうような統一感を持たせたイメージにできないかと考えているところである。

少しページが飛んで18分の10ページをご覧いただきたいと思う。こちらはパルテノン多摩の大階段を活用して楽しめる場のイメージづくりということで、このようなことを考えている。

18分の12ページに移っていただいて、こちらが多摩中央公園である。中央図書館のあるエリアであるが、図書館の外ににじみ出すようなイメージである。これらはあくまでイメージであるが、市民や事業者などと共有しながら、どのようなまちにしていきたいかといった対話などで活用してものとなっていく。また、まとめていくビジョンでも、まちがいから出てきたイメージなどを盛り込んでいくことを考えている。

18分の14ページに移っていただきたいと思う。こちらであるが、昨年度の社会実験はイベントのある日に実施してきたが、日常でのにぎわいづくりも重要であると考えており、今年度は少しこの大きな三角の下の方の点線の枠で囲ってあるようなところを実施していきたいと考えている。先ほどの元の資料にお戻りいただきたいと思う。

これを踏まえ、今年度は日常的なにぎわいを創出するために必要なことを検討するための社会実験を9月に2回ほど実施する。22日の日曜日であるが、今年の3月の社会実験でも活用したパルテノン大通りにある植栽ますを使って、市民などの複数の主体者がフェスや屋台の出店などをやってみるというものである。

次のページ、4分の2ページに参って、日程は前後するが、来週19日にプロ野球のナイターのパブリックビューイングをパルテノン大通りの十字路南側で、ココリア多摩センターの壁に映し出して実施する。ココリア多摩センター街で植栽ますなどから見られるようにし、民間と連携しながら、夜間のにぎわい創出について実験する。この社会実験の期間には植栽ますに滞留できるような空間をつくり、課題となっている滞留についても検証する。

(2)多摩ラボ活動についてである。拠点として使ってきたパルテノン多摩5階のスペースは9月末で閉鎖するが、活動の中でつながってきた主体者や今後多摩センターで何かしていきたいといった主体者が相談できる先としてクリエイティブキャンパス企画室などで受け入れてもらえるようニーズを確認し意見交換を行っており、まちづかいが途切れないようにしていきたいと考えている。

(3)公園の使い方である。7月に中央図書館と書店等々と連携した本のまち祭りをを行い、多摩中央公園から多摩センターエリアににじみ出す好事例となった。多摩センターで例年行われているハロウィンで、大池前テラスや子どもテラスを活用し、より広く面としてのにぎわいづくりに取り組む予定である。クリエイティブキャンパス企画室では、多摩センターでの施設や団体が連携するために、主体者がつどうエリアでの人材掘り起こしなどを

行っていく。

右側に移って、遊歩道の安全な通行のあり方についてである。まずは本年3月に行ったレンガ坂での社会実験についてのご報告である。自転車の通行ゾーンの促しについては、路面に自転車のナビマークや矢印の表示を行い、自転車や歩行者の通行状況を調査し、図にあるゾーンの③、④、濃いピンクの色と薄いピンクの色になるが、こちらの割合が増加していることから、路面標示の効果が一定程度見られたと判断した。なお、歩行者に対する誘導等は行わなかったため、歩行者の通行割合に特に変化はなかった。

次に、自転車の通行量についてであるが、資料の中心に円グラフで明示しているが、左側の円グラフが路面表示のない状況で、右側が路面標示後の状況となる。共に平日の月曜日で比較したところ、両日とも全体の通行量に大きな変化はないものの、道路の中央であるゾーン③、④、濃いピンクと薄いピンクのところであるが、こちらの通行量が1割程度増加していることがわかる。歩行者通行量についても、下段のとおり調査したが、大きな変化はない状況である。

次に、レンガ坂の暫定整備の方針について下に書かせていただいているが、社会実験で路面標示の有効性が一定程度あったと捉えているので、社会実験を行った内容で整備を行いたいと考えている。一方で、来年多摩中央公園がオープンした後で人流が変化することもあり得るので、このたびの整備は暫定整備としたいと考えている。

整備と併せて、歩行者や自転車の通行位置の定着化を目指し、通行マナーの啓発に努めていきたいと考えている。

暫定整備の告知は、説明会のほか、たま広報、市公式ホームページ、周知看板等でお知らせをさせていただく。

次のページに移っていただいて、4分の4ページをご覧いただきたいと思う。「(仮称)多摩センター駅周辺ビジョン」の策定に向けた今後の予定についてのご報告である。東京都が策定する「(仮称)多摩ニュータウンの新たな再生方針」などの内容を踏まえたものとして進めてきたが、東京都が新たな取り組みとして「多摩センター駅周辺再整備方針(案)」の検討を進めており、その中では企業を含めた会議が予定されている状況である。

これらの動きから、東京都との連携が必要となることが見込まれるので、それを踏まえた現時点での今後の予定は、右側にお示しさせていただいたようなスケジュールで整理を進めていきたいと考えている。

多摩センターわくわくプロジェクトの進捗とビジョンの今後の予定についてのご報告は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 ハローキティストリート等の道路に関して、道路だということで使い方に制約があったと思う。どこがどのような道路なのかわからないが、例えば何か出店を出すことになれば、それが道路だからこういう物を置いてはいけない等、ベンチを置くにもたしかいろいろ課題があったと思ったが、その辺はどのように整理されたのか。

○松本都市計画課長 現在の社会実験でこういうことが日常的にできるようにしていきたいというところが見えてきた。そのようなところを考えると、今後「ほこみち制度」を使って利活用がしやすくなる環境整備ができてきたらと思っている。今後7年度以降多摩センター駅周辺の都市再生整備計画の方針なども考えているので、そのような中で対応を考えていきたいと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 今回のまちづかい社会実験等のポスターの件であるが、所管の近く、例えばそのくらしと文化部に上がっていく段階の正面などはいろいろなものが張られていたりする。だが、意外と一部の人が見なくて、特に議員などはいろいろその前、例えば総務常任委員会で出たa uのお知らせ等カラーのポスターは常任委員会でこういうときに初めて見る人もいるような状態で、都市計画課や企画課の皆さんで相談して、できたらポスターを議会の私たち議員が早めに、9月ではなくても7月8月からいろいろなものを貼っているのではないかと、そういうものを見る機会を与えていただけると、私たちも調べたり日程調整をしたりしているが、永山フェスティバルも重なっているし、だからいろいろな行事に自分たちでアクセスしようとするから見落としてしまうこともあるので、これは一部の都市整備部にお願いするというだけではなく、横でつながりを持って、今度のまちづかい社会実験などは何枚つくられたかわからないが、そのようになるべく早く見せていただけると助かる。ちなみにこのポスターは、何枚ぐらいつくられて、まちのどこにあるのか。

○松本都市計画課長 現時点ではあまり多くの場所に掲示できていないかと思っているが、これから社会実験をやっていくというところでは、デジタルサイネージなど

を設けて周知をしていく予定である。また、印刷を少しずつして掲示をしていくような取り組みをしているが、ご意見をいただいたようにまだまだ周知が足りないのではないかとこのところがあるかと思うので、そのようなところを踏まえて、少し対応を考えていきたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会2、次期多摩市都市計画マスタープランの素案について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 それでは、協議会案件2、次期多摩市都市計画マスタープランの素案についてご説明させていただきます。資料については、生活環境常任委員会のフォルダに戻っていただいて、令和6年9月13日のフォルダの協議会の資料の2、3つあるが、縦型の表が入っている、最初に出てくる資料をお開きいただけたらと思う。

多摩市都市計画に関する基本的な方針（多摩市都市計画マスタープラン）については、上位計画である多摩市総合計画、関連計画などの策定・改定などを踏まえ、令和6年度末を目途に、令和4年度から改定を進めているところである。本日は、前回の生活環境常任委員会報告以降の検討の経緯、今後の予定、次期多摩市都市計画マスタープランの素案についてご報告をさせていただきます。こちらの資料の2の令和6年度における検討の経緯をご覧くださいと思う。こちらにお示ししたナンバー4以降が今回ご報告するところになるが、前回の協議会以降、多摩市都市計画に関する基本的な方針改定検討委員会として、多摩市都市計画マスタープラン改定に関する事項の調査・審議をするための庁内委員会の開催を2回、多摩市都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会として、都市計画マスタープラン改定に関する事項の調査審議をするため学識・市民で構成する委員会を2回開催し、次期多摩市都市計画マスタープラン素案を作成した。

こちらを一度閉じていただいて、資料1、横の資料のカラーのものを開いていただきたいと思います。2ページ物になる。

1ページ目のところ、昨年11月に骨子案をお示しさせていただいているが、変更・追加した部分を中心に少しご説明をさせていただきたいと思う。こちらの1ページ目の右上、将来都市構造のところをご覧くださいと思う。骨子案から将来都市構造の一部を追加しているが、『拠点・軸』というところ、右側の図のオレンジ色の丸

が地域拠点となる。こちらを新しく追加させていただいており、『ゾーニング』の図でも、地域拠点の中にオレンジ色の塗り潰しで「生活サービス関連地区」を追加させていただいている。地域拠点については、地域の日常生活を支える場所や交流の場、生活サービス機能の場である近隣センター等交流の場や、生活サービス機能の場であるコミュニティセンターやコミュニティ会館、総合体育館などの複合施設等地域に必要な様々な都市機能が集積し、地域における生活や活動交流の中心となる地区として『拠点・軸』に位置づけている。また、生活サービス関連地区は、近隣センターなど計画的に面整備が進められ、商業をはじめとした日常生活を支える都市機能が集積する区域で、今後地域の特性に応じて用途地域や地区計画、容積等のあり方を検討する地域として『ゾーニング』に位置づけている。

また、下のところをご覧くださいですが、一番左側の土地利用の方針についてである。今まではにぎわいづくりの方針の一部として土地利用の方針を位置づけていたが、市の骨格をなすテーマの一つとして取り上げることとし、整理させていただいた。

2ページ目をご覧くださいと思う。拠点別・地域別まちづくり方針となる。次期都市計画マスタープランでは、拠点別ににぎわいのまちづくり方針として、聖蹟桜ヶ丘駅周辺、多摩センター駅周辺、永山駅周辺と南多摩尾根幹線沿道について示しており、住まいと暮らしのまちづくり方針として、市内を5地域に分けて住まいと暮らしのまちづくり方針について示している。

こちらを一度閉じていただいて、参考資料1をご覧くださいと思うが、こちらが素案の全編となる。こちらの資料のページが204ページと少し多い内容となっているので、今回の改定に当たって特徴的な内容について何点かご説明をさせていただきたい。204分の90ページをお開きいただきたいと思います。こちら見開きになっており、右側の(4)のところである。こちらに安全・安心のまちづくりの方針について庁舎の建て替えに関して、外周道路も含めて防災性の向上を目指し、面的整備事業の可能性を検討するなどの記載をさせていただいている。ほかにも庁舎に関する記載、ここではご覧いただかないが、この204ページ物の39ページ、46ページでも行っている。

続いて、次のページ、204分の92ページをご覧くださいと思う。こちらの左側のところである。事前復興まちづくりの推進ということで、近年発生頻度が高まっている多様な大規模災害への備えが重要になってきている

ことから、有事にも迅速な対応が行えるよう記載させていただいているところである。

続いて、204分の200ページの見開きの右側になる。(6)各種事業手法の活用による財源確保であるが、主に都市計画施設の整備改修に関して、都市計画税を活用していくことを示唆した記載をさせていただいている。また、6月の生活環境常任委員会でもご報告させていただいた立地適正化計画の策定については、先日の一般質問でもご質問いただいているが、同じページの上の(5)のところ、集約型の地域構造に向けた取り組みの推進について記載させていただいている。

ほかにも立地適正化計画に関する記載は、下の表示のページでいくと36ページ、202ページのところにさせていただいている。

最初にご説明させていただいた縦の1ページ物の資料にお戻りいただきたいと思う。

今後のスケジュールについてであるが、令和6年11月下旬に多摩市都市計画に関する基本的な方針改定素案についての市民説明会、パブリックコメントの実施を予定している。その後、令和7年2月下旬の都市計画審議会に付議して、3月末に策定を予定している。

以上で、多摩市都市計画に関する基本的な方針の改定に係る進捗状況についてのご説明を終わる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岸田委員。

○岸田委員 今まで都市計画マスタープランの進捗状況については常任委員会でも丁寧にご報告をいただいていたが、このマスタープランの中に地球温暖化という地球規模の暑さや環境問題に対しては、第六次多摩市総合計画の中でも、自分たちの住むまちから対策をしようという視点は入っていると考える一方、今日も大変暑い、大変暑い日が続いてきて熱中症だったり健康、さらに命まで脅かす脅威になってきたということを感じるときに、まちづくりの中で住んでいる町を冷やす、あるいは暑さに適応していくというような考え方というのは、このマスタープランの中に入っているのかどうか、伺いたいと思う。

○松本都市計画課長 地球温暖化対策も非常に重要な視点だと考えている。こちらの計画の中では、水と緑の保全整備の方針でグリーンインフラの記載などもさせていただいているし、安全・安心の都市づくりの方針ということでは、脱炭素型のまちづくりの推進なども記載させていただいているようなところがある。そのようなところ

ろが地球温暖化対策に係るまちづくり関連かと思っているので、そのような整理をさせていただいている。

○岸田委員 そのような視点を持つ一方で、暑いまちをどのように少しでも涼しく暮らしていけるかというような視点も必要かと考えている。例えばまちづくりの中で風の道をどのように考えていくのか、どのように水を染み込ませるかというのは、このグリーンインフラの中に入ってくるかと思うが、植物でも、この植物を植えるとより涼しくなるというのもわかってきているので、素案は大体できているという形だが、そのような地球規模の暑さにも対応しつつ、まちを視点に入れて、まちをどう冷やしていくかというのも考えていってほしいと思った。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会3、南多摩尾根幹線における橋梁工事について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 それでは、協議会案件3、南多摩尾根幹線における橋梁工事についてのご説明である。資料については、協議会3の資料をお開きいただきたいと思う。こちらの資料については、サイドブックの各課情報提供の令和6年9月分のフォルダに9月6日付でアップさせていただいている。既にご覧いただいているかもしれないが、ここでのご報告をさせていただきたいと思う。こちらの資料については、都の南多摩東部建設事務所が8月末に工事場所の市内近隣事業者等に配布した資料となる。

1ページ目の左側下の赤字部分をご覧いただきたいと思う。工事によって、橋桁架設時には9月9日から9月21日まで鎌倉街道車道の全面で、つり足場組み立て時には9月30日から10月19日まで鎌倉街道車道片側で、深夜の零時から4時半までの時間帯で通行規制がかかるという状況である。昨日、9月12日の朝に現地の状況を確認したところ、既に橋桁が中のあたりにかかり始めているような状況となっている。

2ページ目は、どのような通行規制がかかるかという図になっている。期間によって少し変わるという状況になっている。

続いて、3ページ、こちらが完成時のパースで、完成した暁にはこのような形になるだろうということでお示しいただいたものとなっている。また、南多摩尾根幹線の工事全体については、特に変更なく進められていると

都の南多摩東部建設事務所から確認している状況である。簡単ではあるが、説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員。

○橋本委員 私も見させていただいたが、途中までかかってきている。工事のときに当然すごく背の高い工具が設置されていて、この前の風が吹く台風などのときに、その現場にいたわけではないが、ああいうのはその発注されている会社の責任において夜中も管理ができるのかと思うくらい見上げるような状態の物が設置されたりしているが、この辺の管理は発注先の建設会社が全部やってくださると受け止めてよいのか。

○松本都市計画課長 直接確認はしていないが、受注者の事業者等が責任を持ってやっているというところがあると思う。発注者側の南多摩東部建設事務所が進捗等も確認しているようであるし、現地も職員が確認に行けるような状況があるようである。そのようなところで問題なく進められるように対応していただいていると受け止めているところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会4、多摩ニュータウン再生の進捗状況について市側の説明を求める。

○内田ニュータウン再生担当課長 それでは、協議会4のファイルをお開き願う。本日、公的賃貸住宅の再生の状況についてご報告をする。6月の生活環境常任委員会以降、動きがあったものについてご報告をする。

まず初めに、都営住宅の団地再生の状況について、2ページ目に位置図をおつけしているので、こちらをご覧くださいながらお聞き取り願う。まず都営諏訪団地についてである。①図の右側、4丁目の1期、2期の工事である。現在建築工事が進んでおり、こちらで5棟今建設中であるが、そのうち2号棟と言われる1棟について、令和6年度中に工事が完了を予定している。こちらは93戸ある。こちらの居住者の移転に向けて、令和6年8月に東京都による移転対象世帯への説明会が実施されている。移転対象となっているのは、②の3期、4期のエリアに4-2の4号棟、5号棟、6号棟号、おおよそ60世帯の方が移転対象となっており、その方々に説明会が行われている。移転については令和6年度中に実施予定と伺っている。

次に、図の左側にある③の旧西愛宕小学校跡地に建設し

ている都営住宅について、④の和田・東寺方3丁目の居住者が5月16日より入居を開始しており、おおむね移転を終えているが、若干まだ残っていると伺っている。また、こちらの旧西愛宕小学校跡地について、毎月募集によって8月中旬から下旬にファミリー世帯用の住戸を中心に32戸について公募されたところである。都営住宅については以上である。

次に、UR都市機構の団地再生についてご報告をする。こちら3ページのUR賃貸住宅の位置図をご覧くださいながらお聞き取りをお願いする。まず②の永山団地、図の真ん中にある旧東永山小学校跡地において、361戸のUR賃貸住宅の建設を予定しているが、こちらが入札の不調によって事業が後ろ倒しとなっている。再度入札が落札された場合には、令和7年8月に着工、令和10年7月に竣工、8月に入居予定と伺っている。また、UR都市機構永山団地をどのように団地再生していくのか、居住者全戸に「永山団地まちづくり通信」を配布したり説明会を行いながら計画検討を進めている。近く計画概要説明会についての「まちづくり通信」を個別配布して計画概要説明会の実施ができるよう準備を進めていると伺っている。簡単ではあるが、説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員。

○橋本委員 最初にご説明になった諏訪4丁目のことであるが、5棟建てているが、今のご説明のようにかなり早いところと遅いところがあり、4-2-4~6というところ、逆に言えば4-2-1~2は後になるのではないかなと思うが、この辺のことにについてはどの号棟がこちらにという感じで、その辺の住民がずれて2のほうに4-2-1の人が行くというのは許されないようになっているのか。

○内田ニュータウン再生担当課長 詳細をそこまでまだ伺っていないところであるが、建設する住戸はそれぞれ戸数も違ってきている。今回93戸で、1期のA棟というところでもう1棟建てているのであるが、そちらは189戸あるということで、少し居住数が異なってきている。そういったところにどういった既存の建物の方に引っ越していただくかは東京都で今考えていると思っているので、それが明らかにされたらしっかりとお伝えしていきたいと思っている。

○橋本委員 なぜお聞きするかというと、先に移りたいという感情の問題ではなく、例えば4-2-1や4-2-2の5階に住んでいる方で本当に移動が大変な人というのは、要するに早く新しいエレベーターがあるところに移らないと、まさしく福祉の介護のほうともリンクしてくる。そう

いう実態というのはなかなか東京都レベルでは、ここからここまで決めてしまえば楽であるが、だが、皆さん80代90代の人のことであるので、その辺のところはもう少し目配りをして相互乗り入れみたいな形で、多分1階への移転を望んでお願いをしている人はいる。そういう人は少し早めにとというのは、やはり地元の声がなければそのままになってしまうのではないかと思うので、その辺の配慮もぜひお願いしたい。そういうお願いについて少し配慮していただけるのかどうかは東京都の判断であるが、ぜひお願いしたいと思うが、いかがか。

○内田ニュータウン再生担当課長 そういった実態については市としても受け止めているので、東京都にも少しお話をしたいと思っている。今回1期のところで2棟建てていると申し上げたが、これを2棟完成したときに引っ越しさせるのか、できたところから引っ越しをさせるのかというところは東京都と少し議論になり、できたところから速やかに移転を進めていこうということで今回東京都では判断されていると思っているので、いただいた意見を踏まえ、今後の移転について少し東京都と話をしていきたいと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会5、多摩市道路占用料等徴収条例ほか2条例の改正について、市側の説明を求める。

○檜島道路交通課長 それでは、多摩市道路占用料等徴収条例ほか2条例の改正についてご説明する。協議会の5番の資料をお開き願う。

まず概要の部分である。本市の道路占用料の単価については、東京都道路占用料等徴収条例に準拠して規定している。東京都では、令和6年4月に道路占用料の単価を改定したことから、本市においてもこれに準拠して令和7年4月より多摩市道路占用料等徴収条例の改正を行いたいと考えている。また、多摩市道路占用料等徴収条例の改正に伴い、本委員会に関連する多摩市立公園条例、多摩市下水道条例の2条例についても改正を行い、市内における公有財産の使用料等の均衡を図りたいと考えている。

2番目の変更内容及び影響額というところであるが、まず各条例を改定することによって影響する占用料の収入見込み額についてであるが、今年度の占用状況をベースに試算したところ、この表のとおり増額するものと見込んでい

る。道路占用料においては約890万円増、公園においては

約33万円増、下水道事業においては約14万円増と試算しており、合計で950万円弱の増額となる見込みである。
次に、各条例における単価の変更対象となる物件、改定額を2ページ目の一覧表でまとめている。2ページ目をご覧願う。なお、下水道条例においては、占用料の単価の改定に合わせて占用料の算定方法をほかの2条例と同様に占用料が100円に満たない場合にあっては100円とするという条文の追加を行うと伺っている。

2ページ目であるが、赤で表示した額が改正後の占用料となっており、赤字欄の左側に改正前の額、右側に単価の差分を記している。ほぼ全ての物件について増額となっている状況であり、最大で2万7,400円の単価の増額をしている物件もある。右側の表については、各課で所管する条例に該当する物件に丸を付している。この表中に「行政管理課」と記載があるが、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例についても道路占用料の改正に合わせて改正する予定である。そのことについては、総務常任委員会でも所管が報告をしている。

この表の下に行って、これまでの経過と今後の予定というところである。令和6年7月に使用料及び補助金等検討審査委員会に付議をさせていただいて承認されたということで、令和6年9月に本委員会にて条例改正予定の報告をさせていただいているところである。今後は、令和6年12月議会において条例改正案を上程し、議決後に公布して周知期間3か月を設けた後、令和7年4月より条例を施行したいと考えているところである。説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会録6、関戸ヤード造成整備に関する工事施工について、市側の説明を求める。

○檜島道路交通課長 続いて協議会6番である。6番の資料をお開き願う。関戸ヤード整備造成整備に関する工事施行についてである。

まず冒頭に、場所についてご案内をさせていただく。こちらの資料の3ページ目をお開き願う。場所は関戸3丁目5番地で、交通公園の西側のエリアである。現在国土交通省が管理上関戸ヤードと名づけているエリアになる。

資料の1ページにお戻りいただいて、まず本件の概要である。現在国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所では、令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した多摩川における今後の被害軽減のため、多摩川河川内に堆積してい

る砂利を掘削・搬出し、関戸ヤードへの仮置き、現在約2万立方メートルを実施している。このたび同事務所より関戸ヤード造成整備に伴う多摩市道3-1号線多摩川沿いの道路であるが、こちらの道路で造成整備に伴う本市道の機能保障に関する事項ということで協議があった。この造成工事においては、多摩川の河道に堆積した砂利を掘削・搬出することによって洪水の安全な流下を促す河道断面を確保することと併せて、その砂利を有効活用して関戸ヤードの地盤高を多摩川と大栗川の堤防とおおむね同等の高さまで盛土造成するに当たり、多摩市道3-1号線も堤防の高さに改築するという工事であり、それまでの期間、通行機能を確保することが目的であると伺っている。したがって、本件は本工事に関連する公共施設の改修や工事に伴う仮設迂回路等の設置についての報告である。本件に関連する本市が所有する公共施設については、全て国土交通省所有地内における占用物件となっているところである。場所については、冒頭でご案内した場所である。

3番の工事期間であるが、令和6年8月から令和8年3月までを予定していると伺っている。

4番の工事内容についてであるが、市道3-1号線かさ上げ及び移設工事で、延長が約300メートル、多摩川河川側へ約2メートル移設して、併せて堤防高さまでのかさ上げを約2メートルから3メートルで行う。

資料の4ページ目をご覧ください。こちらに造成後の市道3-1号線標準断面図と記載がある。これの左側の図が横断面図になるが、赤色に塗った部分が改修後の市道3-1号線となり、道路の左側に記載のある堤防の高さまでかさ上げされる予定になっている。また、関戸ヤード造成整備のための盛土については、今後の搬入予定量として約1万立方メートルを搬入すると伺っている。

本工事に附帯する工事概要であるが、造成期間中は関戸ヤード南側の大栗川沿いの、こちら資料の3ページをご覧ください。3ページ目の青く塗った部分であるが、仮設迂回路を設置して交通公園へのアクセスを確保するところである。現在の交通公園駐車場については、造成期間中は交通公園西側から仮設駐車場を設置するので、これによって仮設駐車場へのアクセスは、仮設迂回路からの入場というところである。また、仮設迂回路にはガードレール等を設置して通行の安全を確保するというところと、造成後は市道3-1号線に街路灯、ガードレール、区画線、給水管、排水設備などが復旧され、交通公園駐車場出入口が従前の位置復旧される。交通公園の網植栽なども従前に準じた形態に復旧されると伺っている。

そのほか、国土交通省との調整事項についてであるが、仮設道路入り口付近の市道3-4号線、今3ページ目をお開きだと思うが、この左下の緑色の部分である3-4号線、こちら現在未舗装であるが、京浜河川事務所で舗装する、仮設迂回路と仮設駐車場などにおける維持管理は京浜河川事務所と調整の上対応する、砂利の搬入については中間に行い、事前に市道管理者に届け出等を行うなどの取り決めを行っている。また、本工事に関する市側の費用負担はない。造成工事期間中においても交通公園へのアクセスは確保されるところから、市民への利便性等にも大きな影響はないと考えている。

本件工事については、多摩川における洪水の円滑な流下や溢水、堤防決壊などの防止に係る事業の一環でもあると捉え、本市においても事業に協力していこうと考えている。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員。

○しらた委員 関戸ヤードは多摩市の持ち物か。

○檜島道路交通課長 土地の所有としては、国土交通省の所有となっている。

○しらた委員 今この赤いところの道路が堤防と同じ高さになる。そうすると、この水色の仮設迂回路というところはずっとこのまま道路として使うのか。その段差が図からはわからないが、これはどのような図になっているのか。

○檜島道路交通課長 仮設迂回路は現状堤防の下の部分になっており、そこで迂回路として通行するようにするのであるが、最終的に多摩川側の赤い部分の道路が完成したら埋め立てていくと伺っている。

○しらた委員 そうすると、ここのもう少し西のところの小川があったような気がするが、そこの水路というか、あそこら辺はどのような形で流れているのか。

○檜島道路交通課長 この図面で言うと、左側の道路、このさらに左側に水路がある。この水路が下側の大栗川のほうに流れているようになっていて、これについては影響がないように今回は対応していると伺っている。

○しらた委員 いつも大雨が降ると大変ぎりぎりのところまで水路が流れて、大栗川に流れる方向にスムーズに行くようで行かないときもあるような感じでいつも心配されていると聞いているが、その辺の心配がないように、今後大丈夫というか、こういう水色の迂回路をつくったことによって水が一気に、道路の水が今度どちらに流れるのかも考えておかないと、ここは昔から低い場所であるので、その辺の対応をしっかりとっていただきたいと思うが、いかがか。

○檜島道路交通課長 確かに東日本台風の時、この辺一帯は水が1メートル程度上がったと聞いている。排水について、全体的にここの下側に大川樋管という水門があるが、そちらに流れるような排水経路とするよう計画している。ただ、全体的な多摩川の河道内の掘削が終わると、計画では東日本台風のときの水位より1メートル程度水位が下がると伺っている。自然災害であるのでその辺はやってみないところもあるが、水位は下がっていくのかと捉えている。

○しらた委員 自然災害だからということで、ある程度こちらも市民の皆さんの安全を守らないといけない立場であるので、その辺十分しっかりと検討というか、計画を立てながら進めていただきたいと思います。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。
橋本委員。

○橋本委員 素人目に見て関戸ヤードというところが、今あるあそこのだんだんだんだん道路が上がって、意味はわかるが、そうすると学童クラブと第一小学校の庭が一番あの辺で低くなっていくような気がする。だから、ヤードの水が本当に止められるのかどうかというのがわからないと、そうでなくても雨が降ると学童の人、第一小学校の人たちはどこかに逃げなければいけない。実際逃げたこともあるが、本当にその辺のところの安全の担保はできるのか。

○檜島道路交通課長 排水機能については従前のままと先ほどご説明したが、この西側の道路の横に水路が入っていて、そこから大川樋管に流れているというこの系統は確保を続けていくので、このヤード全体の水はそこへ集約される計画になっていて、それは従前とは変わらない計画となっている。先ほどの繰り返しになってしまうが、多摩川全体の工事が終わると水位が下がるとは伺っている。東日本の台風の時よりは少し安全になると捉えている。

○橋本委員 大局的に見て川底がえぐられるので水位が上がらないというそのご説明の意味はわかるが、この川沿いの道路は関戸ヤードのところが高く、それから住宅のある信号から降りるところは下がる。だから結局第一小学校の北側の教室の裏の辺が一番低くなると、将来は多摩川が安全になるという話はあっても、何とはなしに今でも大雨のときは信号側からザーッと流れているし、今度は東側の交通公園側からも道路に向かって水は当然下がると思うので、第一小学校に子どもさんを通わせる人や学童クラブを利用する人は工事が始まったらすぐ不安感を覚えると思うので、その辺のところは逆に遠いか近いの問題ではなく、教育委員会ときちんと協力して、第一小学校や学童

クラブ、それから夜間もあそこの体育館で皆フットサルやサッカー等いろいろやっているの、そういう人たちにも意味のある工事だということを逆に理解してもらわないといけないと思うので、ぜひその対応を事前に進めていただきたいと思います。

○檜島道路交通課長 そういった視点で今のところとらえていなかったところもあるので、学校関係者、国土交通省と協力して一度お知らせするようにさせていただきたいと思う。排水系統等に関しては、いま一度確認して、皆さんが不安にならないような形態になるものと説明できるように準備していくので、よろしくお願いします。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。
岸田委員。

○岸田委員 しらた委員や橋本委員と重なる部分もあるかと思うが、あそこが高くなることは地域の住んでいるほうに水が流れてくるのではないかと、地域では心配されると思う。そこを掘削すれば、先ほど説明があったとおり1メートルほど以前よりは高くなることは理解するが、自分たちの住んでいるところの住宅より交通公園や関戸ヤードが高くなっている、あるいは第一小学校も校庭よりは校舎のほうが高くなっているのを目にしたとき、住宅よりこちらのほうを高くするような計画はあるのか。

○檜島道路交通課長 現在のところ、この関戸ヤードの造成というところまでは伺っているが、その先の工事については現在未定であると伺っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会7、多摩市ミニバスについて、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 それでは、協議会7の資料をお開き願う。多摩市ミニバスについてである。資料全体で7ページある。1ページ目が市側の資料、2ページ目が京王バスからの資料、3ページ目以降は参考でつけさせていたものである。

1ページ目のご説明をさせていただく。このたび多摩市ミニバスについて京王バスより文書をいただいたところで、まず多摩市ミニバスについては、多摩市と京王バス株式会社の協定に基づき運行しているものである。運行経費から運行収入を差し引いた赤字分を市が補助金として交付することで運行を継続しているものである。この運行事業者である京王バスより添付文書をいただいたので、本日ご報告

をさせていただくところである。

それでは、2ページ目の資料をご覧ください。本文の重要なところを読み上げさせていただく。第2パラグラフのところである。

「さて、当社では深刻なバス乗務員不足に対し、採用強化に加え処遇改善や働き方改革関連法案の適用拡大（改善基準告示変更）に対応した乗務員仕業編成の見直しなどの諸施策を講じてきたが、残念ながら乗務員不足の改善には至っていない。

やむなくバス路線全体の再編成に着手し、お客様の比較のご利用が少ない路線を中心に、減便や運行時間帯の縮小、廃止などの輸送効率化を実施させていただいている。しかしながら、今後も厳しい事業環境が続くものと見込まれ、現在の路線バスネットワークの維持が困難となることから、地域輸送を担う事業者として安定した輸送サービスを確保していくために、多摩市コミュニティバス「多摩市ミニバス」南北線路線愛宕ルート及び桜ヶ丘・和田ルートについて運行受託の継続が厳しい状況にある。

ついては、「多摩市ミニバス運行事業に関する協定書」の第2条第2項に基づき、今後の運行受託について協議をさせていただきたく、下記のとおりお願い申し上げます。」

【協議内容】

・弊社が運行している下記「多摩市ミニバス」南北線路線の運行受託の終了について

【対象ルート】

・愛宕ルート〔永山駅から多摩センター駅〕（運行受託終了日：2026年3月31日）

・桜ヶ丘・和田ルート〔永山駅～地藏堂〕（運行受託終了日：2027年3月31日）

ということで文書をいただいたものである。

今後の方向性については、資料をお戻りいただいて、1ページ目のところである。多摩市地域公共交通会議にて、引き続き高齢者をはじめとした移動制約者の日常の移動手段の確保のため、今後の部分について協議をしていくところである。

現状で何か具体的なところが決まっているというわけではないので、具体のご説明ができる状況にはないが、まずはこういった状況ということでご報告をさせていただく。

なお、多摩市ミニバスの概要についてということで3番のところに簡単に記載させていただいている。運行距離については記載のとおりである。

実際の運行ルートのマップを3ページ目に記載させていただいている。このピンクの部分とブルーの部分が南北線、

オレンジの部分が東西線である。

次ページ目以降は、現在の時刻表を掲載させていただいたものである。説明については以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員。

○橋本委員 重大な問題であるが、京王バスがミニバス運行に関わっている自治体は多摩市だけではないと思う。例えば日野市も使っている。そこにも多分京王バスから同種類の一定のものが出ているのではないと思うが、その辺のところについては、もしそういうものが手に入るのだったら、1市だけで条件闘争しても簡単にはいかないこともあると思うが、その辺は認識しているのか、また、そういう具体的なものを手に入れているのかをまずお聞きしたいと思う。

○田中交通対策担当課長 京王バスからは、具体的にどの市に対して同じような内容のものを提出しているかというご報告はいただいている。各市との協議ということで伺っている。一方で、市として各市との協議の場があるので、そういった中ではどういったところにどういったものが出されているか一定は把握しているところであるが、京王バスとして各市の状況をお話しする立場にはないと伺っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員。

○しらた委員 これは運転手が足りないということでこのようなお話が出てきたのか。

○田中交通対策担当課長 そのとおりである。これまではどちらかというとミニバス数の争点はいわゆる運行の出資率のようなところが多く議論されていたところであるが、昨今特に昨年から2020年条件の問題で運転士不足が非常に厳しくなっているところと、文中にもあったが、今後の採用についても非常に厳しいところがあるので、引き続き路線バスも減便が続いていくような状況である。そういったところで、ミニバスについて基本的にはこれまでダイヤに手をつけていなかったところであるが、もう触らざるを得ないというのが基本的なところである。

○しらた委員 東西線はそれなりに利益が上がっているからということも考えられるし、南北線と比べればはるかに多摩市が補助金を出している手前、市民にも役立っていると思う。ただ、南北線の売り上げが悪い、もう何回も見直ししているが、これ以上見直ししてもこういう結果になってしまう、運転士もいないということなのか。もう少し多摩市として努力することがあれば、もう少し路線を私たち

だけで南北線のルートを考えたらどうにかなる、どこかの高齢者施設と何かすればどうにかなる、何かそういうものがあればまたお話も変わってくるかと思うが、そういう話し合いをどこかでできる場所があるのか。

○田中交通対策担当課長 まず東西線についてであるが、言われるとおり南北線と比べると比較的収支率も良いところがあるが、一方で、東西線もその区間によって乗車率に非常にばらつきがあるという課題を抱えているので、そういったところは市として課題として捉えながら、今後どこかのタイミングで再編が必要だと既に考えているところである。南北線については、以前コロナ禍前のところで設けた再編実施計画の中では、一部シャトルバスのような形にしたり、デマンド交通にしたりといった見直しも今後必要だと当時整理しているの、基本的に状況としては同じところであるので、今後地域公共交通会議なども通じながら、そういった今後の運行の仕方、どうやって足を確保していくかを検討していくことになると思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

橋本委員。

○橋本委員 1点であるが、ミニバスと「バス」はついてはいるが、自治体が運行しているミニバスと大型バスなどがやっている路線バスとでは、国土交通省との関係では違う位置づけだと私は思っているが、この辺のところについてご説明をいただきたいと思う。

○田中交通対策担当課長 多摩市のミニバスについては、基本的には同じ免許というか、同じ認可の中で行われているものである。あくまでも認可上は京王バスが実施されているバス路線という形になる。地域に行くと市が運行する等いろいろな形のものでやられているケースがあるが、多摩市周辺のものに関しては、基本的には路線バスと同じような形で運行されていることになる。

○橋本委員 つまり国交省に対して、この路線がどうなる、減るということはきちんと届け出をする関係が生じる路線だと認識してよいのか。

○田中交通対策担当課長 そのとおりであるが、周辺のバス停の位置関係によって、それが届け出で済む場合と、協議が必要な場合とにそれぞれ分けられると伺っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

続いて協議会の8番、粗大ごみのオンライン決済におけるPay Payの利用開始について(報告)、市側の説明を求める。

○小柳環境部長 協議会8番から14番までの案件は環境部になる。案件それぞれについて担当の課長から説明させていただくのでよろしくお願いします。

○星野資源循環推進課長 それでは、協議会案件の8番、粗大ごみオンライン決済におけるPay Payの利用開始についてである。

粗大ごみのオンライン決済については、今年の12月よりクレジットカードでの支払いをスタートしたところであるが、このたび準備が整い、9月2日から粗大ごみのオンライン決済にPay Payでの支払いが加わった。

本件については、既に8月14日に議会のサイドブックの各課からの情報提供に掲載をさせていただいた。また、8月20日号のたま広報でもお知らせをしているところである。雑駁であるが、説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員。

○橋本委員 本来粗大ごみというのは、今までは粗大ごみ券を200円だったら200円の券を買っていたが、例えば200円のもので額面200円でも、クレジットやPay Payの手数料は払う人負担なのか、それとも市への200円から手数料が引かれるような形になるのか、その辺をお答え願う。

○星野資源循環推進課長 今のご質問であるが、利用者の方が200円に手数料を上乗せする必要はなく、それは市の委託費という形で株式会社トラストバンクに後でお支払いすることになる。

○橋本委員 税金もそうであるが、だんだんだんだん利便性を高めることになると、本来だったら200円券を買ったときのお店の方にも一応手数料があったと思うが、会社によって手数料がすごくまちまちではないか。そういうものの実質収入と言ったらおかしいが、手数料が減ってしまうというのが簡単に言えばあると思うが、クレジットで払うほうが手数料が高いのか、Pay Payは同じなのか、その辺をお聞きしたいと思う。

○星野資源循環推進課長 通常の処理券をスーパーや小売店で買っていたときには、市からその委託料をお支払いする形になるが、これは最低6%である。それ

から、エコショップの認定制度をやっており、例えば環境に優しい商品を売っていただいているところ、量り売りをやっているところを認定委員の皆さんと確認して、その取り組み状況に応じてエコショップの格付を決めている。その中で最高位が12%という形で手数料をお支払いしている。これは粗大ごみ券だけではなく、通常の可燃ごみや不燃ごみの袋、し尿処理券等も含めてという形になるが、そうすると、今までお店でしか売っていなかったものが今度P a y P a yやクレジットカードができてこちら側の比率が高くなると、お店で売っている手数料は下がってくるという形になる。

○橋本委員 そのときに、クレジットなどは会社によって違う場合もあるが、いろいろな支払い方法によって手数料の額がはっきり言って多いところと少ないところがあると思うが、その辺、今のところやっているクレジットカードとP a y P a yではどのような形になるのか。

○星野資源循環推進課長 株式会社トラストバンクにお支払いしているものは、クレジットカードであってもP a y P a yであっても、クレジットカード会社は何であっても、手数料は3.5%という形になる。

○橋本委員 時代の流れの中でこういうものはいろいろ出てくると思うが、これは100%ないと持っていかれないから納税とはまた違うが、市総体として考えると、手数料がないと使用料や税金も含めて全部入らない時代になっているのだと、こういうものが広がれば広がるほど感じてしまう。それは利便性との兼ね合いになるので仕方ない場合もあると思うが、とりあえず今回3.5%、それから委託料の普通のお店への6%、エコショップではそれぞれグレードがあり最高12%であることを確認させていただいたということで結構である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会9、「燃やせるごみ」の臨時収集について(報告)、市側の説明を求める。

○星野資源循環推進課長 それでは、協議会案件9の資料をご覧ください。燃やせるごみの臨時収集についてである。

通常可燃ごみは、月・木で収集しているエリアと火・金で収集しているエリアがある。そのうち、火曜日・金曜日で燃やせるごみを収集する地区については、年末の最終収集が12月27日の金曜日になる。年始の最初の収集が1月7日の火曜日になるということになる。そうすると年末年始

のごみが多く出る時期であることから、1月4日の土曜日に燃やせるごみの臨時収集をこのエリアは行うということである。

対象となる地区は、貝取1丁目～5丁目、永山、諏訪、南野、落合、鶴牧、山王下、中沢、唐木田、豊ヶ丘である。

なお、臨時収集するごみの種類については、燃やせるごみだけで、ほかのごみや資源についての収集はない。説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会10、気候変動適応法改正への対応について、市側の説明を求める。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 では、協議会資料10番をお開きいただければと思う。気候変動適応法改正への対応についてである。

令和6年1月1日で気候変動適応法が改正され、新たに「熱中症特別警戒情報」と「指定暑熱避難施設」という項目が追加された。本市の取り組みについてご報告をさせていただく。

まず第1、熱中症特別警戒情報についてである。こちらに関しては、以前から「熱中症警戒情報」という制度がもともとあったが、昨今の猛暑等の気候変動により非常に危険な暑さが起こり得るところから、今回の法改正でさらに上位の「熱中症特別警戒情報」が制定されたところである。こちらに関しては、暑さ指数というものがあり、これまでの警戒情報だと暑さ指数が33以上のときに発令されるのに対し、特別警戒情報に関しては35以上のときに発令される形になっている制度である。こちらに関しては、法の改定がされ、4月24日から10月23日まで、国から暑さ指数により警戒情報の警戒アラートが出る期間になっているところである。

多摩市の対応であるが、5月30日にまず特別警戒情報の運用開始に関して市公式ホームページでお知らせし、国から出る警戒情報の発表後、直ちに多摩市のホームページ、メールマガジン、LINE等で市民の皆様にお伝えする体制を整えたところである。

2番目、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)と言われるものについてである。こちらに関しても今回の法改正で、市町村長は、熱中症による被害の発生を防止するため、当該市町村区域内に存する施設を指定暑熱避難施設として指定することができるという法改正が行

われた。要件としては、施設に適当な冷房設備を有すること。管理方法として、住民その他の人が滞在すべき場所が確保できていること。区市町村・施設管理者の義務というところであるが、区市町村は、その施設を指定した場合は、施設の名称、所在地、開放日時、受け入れ人数等を公表しなくてはならない。施設管理者は、熱中症特別警戒情報が出たときは、公表する開放日にその施設を開放しなければならないという形の法律である。

多摩市の対応である。多摩市のクーリングシェルターに関しては、まず7月8日に35公共施設を指定し、すぐに市公式ホームページに掲載させていただいた。さらに、こちらは公共施設だけではなく民間の施設も指定ができるという形になっていたのを、併せて民間施設でも指定暑熱避難施設をやっていただける施設の募集をかけたところである。民間に関しては、昨日現在で4施設に応募していただき、公共施設35施設と民間4施設の現在39施設を指定暑熱避難施設という形で設定させていただいたところである。国が10月23日までこの特別警戒情報の発生をお知らせするという形になっているので、こちらは10月23日まで引き続き行っていきたいと考えているところである。指定暑熱避難施設に関しては、市公式ホームページのほかに施設にタペストリー等を掲示させていただき、ここが指定暑熱避難施設であることをお知らせしているところである。

1 ページめくっていただいて、多摩市内の地図でどこにクーリングシェルターがあるかが記載されているのが2ページ目である。

3 ページ目が、先ほど言ったタペストリーという形で、施設にこちらを貼り出していただき、この施設が熱中症特別警戒情報が出た場合に避難していただく施設ということがわかるように掲示させていただいているところである。説明は以上となる。

〇渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員。

〇橋本委員 民間に募集をかけたということがあり、その中で一番右側の地図の下を見ると、もともと環境ということに興味を持っておられるトヨタさんのようなところになっている。私たちの目から見ると、エアコンがあって入っていくことができる場所はもっとあると思うが、これで終わりなのか、それとも来年に向けてもっと協力していただくところを広げようとしているのか、その点をお聞きする。

〇市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 こちらの2ページ目の地図を見ていただくと、下のところに民間施設4施設

という形で載っている。こちらに関しては、民間施設には費用等をお支払いすることができないので、今回当市とつながりのある民間施設などにはご協力を依頼するという形で個別にお声掛けをさせていただき、それ以外は市公式ホームページ等に出させていただいて集めたところである。急にこの話を持っていったところもあり、今年に関しては施設が少なかったところがあるが、こちらに関しては次年度もできるだけ数多く広げていくことで市民の皆様に安心していただきたいというところがあるので、これから企業をお願いをしていきたいと考えているところである。

〇渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

岸田委員。

〇岸田委員 この39施設で何人ぐらい受け入れ可能となっているのかと、あと今後もふやしていきたいと言っていたが、これは人数で何か目標を立てているのか、それとも場所があつたらそれだけ安心であるという形でふやしていきたいと考えておられるのか、その辺を伺いたいと思う。

〇市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 合計に関してはまだ集計ができていないので、後ほど集計ができ次第お知らせしたいと思う。こちらは数というところもあるが、この特別警戒情報が出たときというのは、できる限り冷房の効いた部屋で過ごしていただく、不要不急の外出を控えていただくというところが主眼となっており、特別警戒情報のホームページ等では、これが出た場合、ご自宅でエアコン等がある場合に関しては不要不急の外出を控えてご自宅で涼める環境で過ごしてほしいというところ、逆にどうしても出なくてはいけない、エアコンが壊れてしまった、エアコンがないという方に関しては、近隣でこれだけの施設があるので、ぜひともこちらでご自分の体調管理をしていただきたいという形で進めていくところである。先ほど地図を見ていただいたとおり、市内にばらばらに結構出てきてはいるが、多くあつたほうが市民の皆さんの安心感が違うだろうというところがあるので、できる限り施設をふやしていきたいと考えているところである。数に関しては、後ほど集計をしてお伝えさせていただく。

〇岸田委員 先ほどのご説明では、エアコンがない、あるいはエアコンが故障してしまったという方がおられる場合はそこで時間を過ごすことも想定しながら民間事業者の受け入れ可能施設を探しているというところか。

〇市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 今回法律によってこ

の指定がされており、施設の開所時間に関けられる方という形でお願いをしているところである。したがって、公共施設でもそうであるが、決められた施設の開所時間外に、週休日等で施設が閉まっているときに特別警戒情報が出て開けてくれというお願いはできないので、こちらに関しては施設が運営しているときに来ていただけるような状況である。大体日中に関してはある程度カバーできる時間帯に開いていると考えていただければよいかと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員。

○しらた委員 今の続きで時間帯であるが、民間ではお休みの日等があるが、そういうのはどのように、何かきちんと一覧に書いて民間がお休みしているときを知らせるのか。あと、今は夜もまだまだ暑い時期が続いているが、夜の時間帯についてはどのようにお考えなのか。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 市公式ホームページに関しては、こちらについて、施設のお休みの日、逆に開いている日の時間帯をすべての施設について載せている形になっている。先ほど言われたとおり夜も暑いというのは正直なところあるが、今回のお話の中では、施設が開いているときだけ開けてくれるところで結構であるという条件で募集をかけているので、そちらに関しては、日が沈むのが大分遅いところもあるが、夕方ぐらいで締まってしまうところが多いかと考えている。夜に関しては、日が落ちてくれば日中の本当に倒れるような暑さからは大分変わってくるので、そちらのところでの対応を考えていただくという形でお願いしたいと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

石山委員。

○石山委員 説明の中にあったかもしれないが、市民の皆様への周知の方法は今現在どういう状況か教えていただけるか。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 こちらに関しては、まず多摩市公式ホームページに記載させていただいているところである。また、東京都でも東京都内にあるクーリングシェルターの一覧がホームページから見られるようになっており、そちらからもこの施設が見られるような形になっている状況である。

○石山委員 せっかく施設が開放されていても、近隣の市民の方が知らないという意味がないと思うので、そこだけの対応でよいのか、来年度に向けてたま広報等のいろい

ろな媒体を使っていく可能性があるのかどうかだけお聞きしたいと思う。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 先ほど言ったとおりタペストリーを貼らせていただいて皆さんに見ていただくのと、先ほど委員からのお話にもあったたま広報に関しては、まず公共施設のほうが先に決まったので、公共施設一覧に関しては7月20日号に載せさせていただいたところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

橋本委員。

○渡辺委員 35か所が先に決まったということであるが、例えば27番と28番は、結論としては同じ建物である。図書館が2階で地区市民ホールが3階でもフロアごとにそのようにお願いするというものなのかが1点と、同じような施設として諏訪市民ホールがここには入っていないと思うが、これは適さないということになったのか。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 今回各施設の管理者にお願いするという形になったので、それぞれの管理者が違う場合に関しては、2階、3階という形になっている部分もある。ほかの公共施設では、先ほどお話があった諏訪複合施設に関しては、お願いをしたところ全庁挙げてやっていこうということだったが、空調の調子が大分悪いという話があり、今指定して壊れてしまったとなったら非常に問題があるということで、今回は受け入れを辞退させていただきたいという形の回答があった。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会11、令和5年度分多摩市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量算定報告について市側の説明を求める。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 では、資料11、令和5年度多摩市事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の報告についてをお開きいただきたいと思います。

こちらに関しては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて多摩市で令和6年度から15年度まで多摩市地球温暖化実行計画の事務事業編を令和6年3月に策定させていただいたところである。一事業所としての多摩市役所でどれだけ温室効果ガスの削減が進んでいるかというところのご報告という形になる。

下のところ、参考という形で書かせていただいたのが、国の目標や都の目標、国に関しては2030年までに46%の

温室効果ガスの削減、東京都に関しては50%の削減、市枠で囲わせていただいているが、こちらのところ第六次多摩市総合計画とみどりと環境基本計画、さらに多摩市地球温暖化実行計画、この3つの目標があり、六次総とみどりと環境基本計画に関しては市有施設の電気とCO₂の排出量、実行計画に関しては温室効果ガスの削減量それぞれ50%の削減や51%の削減を目標に進んでいるところである。

1ページめくっていただいて、まず電気の使用量についてである。こちらは六次総とみどりと環境基本計画の目標という形になる。2030年度までに電気使用量を2025年に比べて22%削減していきたいという目標を掲げているところである。こちらの令和5年度の1,614万9,108キロワットが、令和5年度1年間の多摩市の公共施設で使った電気という形になる。こちらに関しては、目標に対して16.5%の削減が進んだところである。ただ、前年度からすると2%増加しているような状況である。

前年度から増加した要因を下のところに書いているが、大きくはコロナ禍で令和4年度に関しても休館や時間短縮が行われていて施設が開いている時間が短かったところが、令和5年度で100%稼働になった状況を受けて電気の使用量が大きく伸びている部分がある。

また、パルテノン多摩が令和4年度途中にプレオープンしたので、令和5年度は1年間フル稼働したということでも増。

さらに、中央図書館の開館というところで増になったような状況である。施設の増加や業務の増加、地球温暖化等で空調をしっかりとつけていかなくはいけないような状況もあり、電気の使用量がふえてしまっている状況ではあるが、今回重点対策加速化事業の交付金で高効率の空調や照明等のハード的な対応を進めていくとともに、引き続き説明等のソフト面での対応を進めることで、この電気の削減目標に関しては、目標達成を目指していきたいと考えているところである。

3、CO₂の排出量である。こちら六次総とみどりと環境基本計画の目標である。目標としては、2030年までにCO₂排出量を平成25年度比で50%削減するという目標である。こちらに関しても、令和5年度のところを見ていただくと713万9,381キログラムのCO₂が出ているような状況である。こちらに関しては、目標に対して44%のCO₂削減が進んだという状況である。一応令和5年度の目標に対しては10%ほど削減が進んでいるような状況である。こちらに関しても、電気の使用量の削減、省エネ

をしっかりと進めることで50%の達成をしっかりと目指していきたいというところである。

次のページをご覧ください。最後、温室効果ガス排出量の部分である。こちらは地球温暖化実行計画事務事業編の目標という形になる。2030年まで温室効果ガスを平成25年度比51%削減するという目標である。温室効果ガスは、先ほどCO₂という話をしたが、CO₂のほかにメタンや一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の温暖化物質を全て削減していくという目標である。

こちらに関しては、計のところで令和5年度を見ていただくと、720万1,541キログラムという形で出ているところである。こちらは43.8%の削減になっているような状況である。こちらに関しては、先ほど電気以外にガスが非常に大きなエネルギーという形で組み込まれている状況である。都市ガスに関しては、令和5年度について清掃工場で火災が起り、隣のところに余熱を送れないという状況が発生したことから、前年度より若干温室効果ガスの排出量が大きくなっている、使用量が多くなったような状況がある。ただ、全体から見ると10%以上、目標以上に温室効果ガスの削減が進んでいるような状況である。こちらは電気と同じであるが、基本的には省エネ、設備改修等での高効率の機器を導入するような形で、50%に関してしっかりと目標達成をしていきたいということでの中間報告という形である。説明は以上となる。

〇渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岸田委員。

〇岸田委員 電気使用量についての主な増加の要因を挙げていただいたが、施設の増加というのは理解できるが、少し心配になったのが業務の増加によるような説明があったことである。電気使用量増加の要因として業務の増加がすごく気になったが、その点どうなっているのか伺いたいと思う。

〇市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 この業務の増加というところに関しては、コロナ禍等と比べたお話をしているところの説明で、コロナ禍のときに施設の開所時間を短くしたりしたことに対し、通常の時間に戻った形での業務増加という記載をさせていただいたところである。個別に何の業務がふえたからCO₂がふえたというような形までは把握し切れていないので、こちらの記載はコロナ禍との比較でのお話ということでご理解いただければと思う。

〇岸田委員 気になっていくのは、これからどんどん暑くなって、小学校の体育館も冷房が欲しいという声もあ

り、やはり必要となってくるような時代になってきたと思うが、もちろん環境部だけでというのは難しいと思うが、教育委員会と連携しながら子どもたちにこのように電気の使用量がふえたときにどういうところで減らしていくのかを見せていく、あるいは断熱をもっと上げていくこともすごく必要だと思うが、その点環境部としてはどう考えているのか伺いたいと思う。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 先ほど説明をさせていただいたが、今回重点対策の補助金の中には高効率の空調や高効率の照明の公共施設に対しての導入を図っていきたいというところがある。こちらは先ほど言われたとおり非常に暑い中で冷房を使うなという話でもない、人の命というところからすると必要なエネルギーに関しては使っていかなければならないというところ、それに関しては効率の良い空調を使うということで断熱を考える、照明に関しても今後蛍光灯の製造禁止・輸入停止が2027年に行われるので、そここのところで照明器具の高効率なLED化をするなど、様々なところで啓発する機会が多くなると考えているところである。そちらも併せて、学校も含めて市民に啓発を進めていく形で市全体の省エネ化、それに伴う脱炭素化を進めていきたいと考えているところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員。

○しらた委員 中央図書館の開館により337,398キロワット増加とあるが、これ増加したのはよいが、多摩中央図書館はZEB Readyである。そうすると、今後見直しをしていかなくはいけないのではないのかというか、その器具、チューニングと言われているが、中央図書館のこの値でZEB Readyになっているのか、環境部としてどのように考えているのか。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 この中央図書館に関してはZEB Readyという形で、通常の図書館施設の平米数から見ると、エネルギーやCO₂排出量が2分の1程度に収まる施設という形で進めてきたところである。こここのところに関しては、まだ開館して間もないところがあるので、先ほど言われていた、どうするとこれからCO₂をさらに減らすことができるのかというチューニング作業が始まってくると伺っているところである。そここのところに関しては、図書館の所管と併せて調整をしていくながら、より良い施設の運営とCO₂削減を目指していきたいと考えているところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会12、多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園指定管理者の選定状況について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会12の1つ目のデータをお開きいただければと思う。多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園の令和7年度からの指定管理者候補者の選定状況についてご報告させていただきます。

初めに、1の対象施設であるが、5月20日に次期指定管理者候補者選定委員会の第1回を開催し、6月3日より募集要項等の配布期間が開始となった。6月議会の生活環境常任委員会でご報告させていただき、現地説明会を開催しながら7月12日に申請書の受け付けを締切り、2団体の応募があった。その後、選定委員会での審査を行い、8月30日に委員会からの審査結果報告書を受領し、これをもとに今月3日に予定候補者選定の結果通知を行った。

続いて2の指定管理者予定候補者である。候補者は多摩市健幸スポーツパートナーズで、当該団体は、平成27年度から総合体育館及び屋外体育施設の指定管理者であるフクシ・ハリマ共同事業体に日本体育施設株式会社が加わった3社の共同企業体である。いずれの団体も自治体との間に指定管理者としての実績を有している。各社の概要は表に記載のとおりとなっている。

3の今後の予定である。来月中旬に多摩市個人情報保護安全管理委員会への協議を行った上で、11月上旬に仮協定の締結を予定している。その後、12月議会で指定管理者の指定の議決をお願いしたいと考えている。議決をいただいたら、1月上旬に本協定を締結し、来年度4月1日より次期指定管理者による業務開始となる。

続いて2つ目のデータをお開きいただければと思う。こちらは選定委員会から出された審査結果報告書となっている。表紙の次、下に数字が書いているが、1ページに進んでいただき、まず記載のとおり選定委員会は全3回の開催となり、申請者のプレゼンテーションを踏まえ、審査を行った。

次の2ページであるが、候補者選定の経過を記載している。審査は2団体を対象に実施した。なお、募集に際して行った現地説明会では11社の参加があったが、最終的な応募申請は2社となった。

次の3ページ目であるが、こちらは審査結果となっている。審査は、書類審査と申請者からのプレゼンテーション、質疑応答をもとに実施した。採点結果は表のとおりとなっており、第1位となった多摩市健幸スポーツパートナーズが741点、2位となった団体が716点という結果になっている。一番下に評価項目ごとの得点状況の棒グラフがあるが、どの項目もほぼ僅差で、真ん中の3の管理の採点で差がついたような状況である。

次の4ページが、その採点表の内訳となっている。

次の5ページが、委員会の意見となっている。(2)の意見というところの上から2つ目のパラグラフをご覧くださいだければと思う。本委員会で各団体について評価を行った結果、応募された2団体ともに指定管理を担うに当たって十分な能力を備えていたと認められたため、どちらの団体を1位とすべきかについては委員間でも意見が分かれていた。そのような中で、順位1位となった団体については、構成団体の強みを生かし、陸上競技場の天然芝管理について具体的な提案が行われるなど施設の維持管理に関して安定性、信頼性のある提案がなされていた。また、施設の危機管理をはじめとした組織の体制について信頼性が高いと評価された。この辺が評価のポイントだったかと認識している。

次の6ページ以降は、審査会の設置要綱参考資料として記載している。

最後の7ページの一番下には、委員名簿も記載されている。審査結果報告書の内容は以上となる。

本件の説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員。

○しらた委員 4ページ、環境と災害のところ、点数がそれぞれであるが、これSDGsをどのように企業がやっているかというところの評価はあったのか。

○長谷川公園緑地課長 そのようなところも含めて提案があり、そういうところも含めて総合的に審査がされたと思っている。

○しらた委員 何に取り組んでいるかという、具体的に会社自体にSDGsや環境について取り組んでいるものがあるのか。

○長谷川公園緑地課長 そういったところもあったかと思うが、直接の採点項目としては、今回の指定管理業務を行うに当たっての環境面での取り組みというところが審査項目としてあるので、そこを評価したということ。

○しらた委員 ということは、会社自体にはそういうと

ころは何もなかったというか、そういうところは見えていなかったということでしょうか。

○長谷川公園緑地課長 その部分を提案書の中の必須記載事項というような形にはしていないので、書かれてあるような、提案書の中でアピールしてくるような部分はあったかと思うが、そこが全て点数に反映されたというものではないと思っている。

○しらた委員 要するにこの25項目の中で点数制度があり、そこに当てはまらないところは何も見なかったというところか。

○長谷川公園緑地課長 当てはまらないところは総合評価の中で見ているところもあるかと思う。

○しらた委員 総合評価の中では、しつこいようであるがSDGsと環境についてというところでは何もなかった、総合評価の中のどこかに出てきたということはなかったということか。

○長谷川公園緑地課長 特段その部分だけが出てきたというところはなかったかと認識している。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会13、多摩市立グリーンライブセンターの改修後の運営体制等について、市側の説明を求める。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 まず13番に入る前に、先ほど10番の気候変動適応法のところのお話の中で、クーリングシェルの受け入れ人数は合計で何人かというご質問をいただき、施設の中では若干名のところもあるという形で、そこを除いて750名の受け入れ体制となっている状況である。

では、改めて13番、多摩市立グリーンライブセンター内部センターの改修後の運営体制についてご説明をさせていただきます。協議会の資料13番をお開きいただければと思う。

多摩市立グリーンライブセンターについては、現在改修工事を行っているが、改修工事後の事業の方向性や運営体制について、今後の進め方等についてご報告させていただきます。

1、グリーンライブセンターの方向性である。これまでグリーンライブセンターで行ってきたみどりに関する事業に加えて、多摩市気候非常事態宣言や第六次多摩市総合計画等で示した環境施策の重点化の方向性を踏まえて、環境共生社会実現に向けた環境の拠点となる施設運

営を目指していきたいと考えているところである。

2、運営体制については、グリーンライブセンターに関しては、平成2年に「みどり豊かで快適なまちづくり」を目指し、都市緑化を推進していくための施設となっていたが、平成23年度からは協定に基づいて恵泉女学園大学と多摩市グリーンボランティア連絡会、市の三者連携という形で運営を行ってきたところである。しかしながら、恵泉女学園大学が令和6年度以降の新規学生募集停止と、令和6年度末をもってグリーンライブセンターの管理運営の業務から撤退するという意向を示されたことから、協定解消、契約終了に向けた事務手続が今現在進んでいるところである。

これにより令和7年度からグリーンライブセンターの運営について、園芸・緑化事業と「みどりと環境の拠点」構築をする新たな担い手を選定する必要性があったことから、本9月議会で債務負担行為を設定する補正予算を上程させていただいたところである。

今後の進め方である。今回9月の補正を認めていただいたので、庁内で契約手法等を決定した後、令和7年度から事業を担う事業者の選定をしていきたいと考えているところである。

業務の内容である。恵泉女学園大学が担ってきた園芸や緑化に関する業務に加えて、新たに環境の拠点づくりを進めていくために、こちらの業務を追加した形で業務委託を行いたいと考えている。期間に関しては、来年令和7年4月1日から令和10年の3月31日までの3年間という形になる。

次ページをご覧ください。選定方法に関しては、現在公募型のプロポーザル方式による事業者の選定を進めていきたいと考えているところである。事業者選定に関する公表・周知に関しては、広く公募したいというところがあるので、決定次第市公式ホームページ等で公表をしていきたいというところである。

これまでの主な経過と今後の予定という形になる。令和5年2月グリーンライブセンターのリニューアルについてご説明をさせていただいた後、令和5年3月に恵泉女学園大学の新規学生募集の停止の発表があった。12月に改修工事に向けて一時閉館を行ったところである。令和6年4月からグリーンライブセンターの改修工事が着工され、令和6年9月で運営に関しての債務負担行為の補正予算を上げさせていただいたところである。今後、契約等の準備を行い、令和7年1月に業者選定が終わり、その後2月にグリーンライブセンターの工事が完了予定

という形になっているので、そこから開館の準備を行い、4月から再開館を行っていきたいと考えているところである。説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岸田委員。

○岸田委員 今回補正のほうで恵泉女学園大学がいなくなってしまうということで事業者の選定を行うためのお金も出てきたと思うが、一方で、この三者連携している多摩市グリーンボランティア連絡会の方々のような担い手の方々が高齢化してきたという課題を抱えていると思うが、その点について運営体制として何か市として取り組んでいることはあるのか、支援していくのか、何かお考えがあるのか伺いたいと思う。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 多摩市グリーンボランティア連絡会であるが、構成団体としては、多摩市グリーンボランティア森木会、これはよくご存じのとおり市内の公園緑地の一部の雑木林のところの保全活動を我々と共同でやっていたいただいている団体さん、その構成メンバーが多くを占めるのであるが、そのほかに生物や水の環境団体、多摩市環境会議といった団体で構成されている。主に事務局運営というところでは森木会のメンバーが担っているところが多くある。ご指摘のとおり森木会のメンバー体制、それから現状の年齢構成というところでは、ご指摘のような懸念というのは我々も数年前から、我々だけでなく先方の団体も大きな課題として捉えている。その中で森木会のメンバーについては、基本的にグリーンボランティア講座を受講された方がメンバーに入っていていただいているが、その講座を広く周知させていただく、あるいはふだん集合住宅が持たれている民間所有地の管理保全にも役立ててほしいということで取り組みをいろいろなところに活用できるような講座の案内などもさせていただいている中で、若干であるが、若い年代層も最近入ってきているような状況がある。

ただ、若干というところがあるので、今後さらに必要だというところがある。さらに、森木会の会長といったところの役員体制も一部世代交代ができていているところもあるので、少しずつではあるがそうした世代交代の取り組みを通じて持続可能な体制の構築を図っていききたいと考えている。

○岸田委員 今回、事業者選定をするに当たって、そういったグリーンボランティアの状況をお互い支え合っていくような形を何かしら考えながら選定していくという

ようなこともあるのか。

〇市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 今回選定に当たっては、先ほどみどりの拠点から環境の拠点というお話をさせていただいた。ここのところで一番大きなところとしては、コーディネートの役割を大きく考えているところである。こちらのコーディネートというのは、人と人をつなぐということも非常に大きな役割という形で、今までいろいろな活動を行ってきた人の中で、違う活動に取り組んでいただきたい、新たにいろいろな活動をやりたいという方を広くコーディネートして、様々な団体の弱い部分に関して応援できるような形も今回の業務の中に含めていきたいと考えているところである。具体的なところに関しては、まだ相手方も決まっておらず、詳しいことは言えないが、基本的には今まで活動してこなかった人、違う活動をしてきた人の中で、それぞれの得意分野を生かして違う活動にもつながりを持っていくということをぜひともコーディネートの役割として進めていく中で、新しい世代に関しても広げていきたいと考えているところである。

〇渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員。

〇しらた委員 業務内容で、恵泉女学園大学が担ってきた園芸緑化という内容のものをそのまま継続するのか。

〇市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 恵泉女学園大学の行ってきた部分、グリーンライブセンターでの園芸や緑化というところに関しては、市民の中でも多くの方に利用させていただいて評価の高い事業であったというところがある。そこの良い部分に関してはぜひとも残していきたいと考えている。そこで、来た人の中からさらに違う活動に取り組んでいただける方を募集するようなことも含めて、今までやってきたところで良い部分に関しては残していきたいと考えているところである。

〇しらた委員 公募型プロポーザルであるので、その部分も評価するようなものがあるのか。

〇市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 公募のところに関してはまだ決定されていないが、今所管で考えているところでは、みどりの部分でも評価をさせていただき、新たな環境の拠点となる部分も評価をさせていただきたい、先ほど言ったコーディネート、つなげるという部分に関しても評価をしていきたいと考えているところである。

〇しらた委員 コーディネートも考えているということで、恵泉女学園大学が担ってきた園芸と緑化そのものをやる人については、公募した方にやっていただくような

形をとるのか。

〇市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 1 ページ目の業務内容のところにも書かせていただいたが、恵泉女学園大学が担ってきた園芸緑化に加えて新たな環境拠点という形になるので、恵泉女学園大学の部分に関しては引き続きしっかりと守っていくとか、より良い形にしていきたいと考えているところである。

〇渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会14、多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗状況について(報告)、市側の説明を求める。

〇長谷川公園緑地課長 それでは、協議会14のデータをお開きいただければと思う。多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗状況について報告させていただく。

まず1 ページ目は、多摩中央公園の状況となっている。工事の進捗であるが、ここ最近の酷暑が続いたこと、あるいは先日の台風対応等で若干の遅れが出ているものの、予定どおり来年の3月竣工予定で進んでいる。

写真は、左上から4月に竣工した子どもテラスの状況、その下側が青木葉側の樹林地の急傾斜地対策状況である。ノンフレーム工法により斜面地の安定性を確保する。続いて右上が、けやきハウスとパークセンターで、レンガ坂広場側の園路から入った際の大池と大芝生広場の眺望を確保するために建物を若干ダウンサイジングして一定のスペースを確保するなどの一部デザイン変更を行っている。また、その下は遊びの森の遊具の設置状況、トイレの改修状況となっている。

次に、2 ページ目に進んでいただいて、今度こちらは上段がグリーンライブセンターの状況となっている。こちらも先ほど同様気候の影響があるものの、来年2月に竣工予定で工事が進んでいる。令和7年度以降の運営については、先ほどの案件でご報告させていただいたとおり、これまでの園芸緑化事業に加えて、本市の環境の拠点としていくため新たな担い手を選定していく。写真は現在の工事状況であり、右側の図が改修後のイメージ図となっている。

次に、中段の2、旧富澤家である。公園工事に伴い現在休館しているが、周囲の庭園と母屋、薬医門の屋根の改修修繕工事を10月から開始する予定である。また、リニューアル後の指定管理に向けて、JVとの協議も進めているところである。

最後に、3、指定管理の変更についてである。既に指定

管理者の指定について議決をいただいております、指定管理期間は令和7年1月1日から令和25年3月31日までとなっております。実施協定に基づき、公園全面供用までは業務委託契約により維持管理を行っているが、契約や工事着工が当初より遅れて竣工時期もずれたことから、今後の進捗や作業スケジュールを再精査した上で、改めて12月議会に指定管理期間の変更を上程させていただく予定である。報告は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員。

○しらた委員 グリーンライブセンターの裏から入るところにブルーシートがずっと今もまだ張ってあるが、それがこの急傾斜地対策（ノンフレーム工法）というところなのか。

○長谷川公園緑地課長 この写真の急傾斜地対策状況のところは、今言われたところからもう少し唐木田側に行ったところの斜面地状況であり、急傾斜地の警戒区域に該当している部分をこの工法により今解消しているような状況である。

○しらた委員 ブルーシートがずっとあり、大雨が降ると土砂が今こちらのほうまで結構流れてしまって、掘っているというわけではないが、道筋をそちらにつけたりいろいろしながらであるが、あのビニールシートはまだずっと張りっ放しでいられるのか。

○長谷川公園緑地課長 あそこは今日現在もまだ張った状況であり、あれはまだ途中の状況である。今言われたとおり、あそこの少し下に新しく管理棟に向かう搬入路を造っており、最終的に整備した上で、そこにも張り芝等を行った上で最終的にその斜面地を完成させる予定である。

○しらた委員 あそこの斜面地はどのような工法でやるのか心配しているわけである。いつまでもブルーシートを張っていて、まだブルーシートを張っているからこの大雨を何とかしのいできたのかと思う。崩れてしまうような気もするし、大変危険なところであると思うが、どのように対応していくのか。今後の工事の方法についてお聞きする。

○長谷川公園緑地課長 言われるとおり今の状況では大雨等があった場合に危ないので、警報等が予想される場合は必ず対応等を事業者をお願いしており、我々も当日それを確認させていただいた上で問題ないか、安全管理のほうを行っているので、工事が終わるまではそういった対応により安全管理を行うとともに、ご心配いただいているようなところがないよう最終的な仕上げを行っていく。

あと最終的に植樹等を市民協働で行っていく予定であり、

そういったことが進めば地盤も固まっていくところもあるので、ご心配いただいているような斜面地の安定にもつながっていくかと思っている。

○しらた委員 あの斜面地は何か植樹するような地盤ではないように伺っているので、何か工法があるのであれば、それで安全にできればよいと思う。

それともう一つ、このグリーンライブセンターで今大規模改修をしているが、幅が足りなくなった、高さが違って前のものが合わないようなことをお伺いしたが、その辺は十分うまくいっている状況なのか。

○長谷川公園緑地課長 工事の微修正の中で、これまで置いてあったオークヴィレッジと言われる家具類が入らないような状況が起きているところである。対応については、運営に当たっている多摩市グリーンボランティア連絡会等とも相談しながら今進めているところである。

○しらた委員 切ってしまわないと収まらないようなことがあるようで、その辺をどのようにしていくのかかと思ひながら心配しているところである。うまくできるようにお願いしたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

（協議会終了）

午後2時02分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後2時02分閉会

多摩市議会委員会条例第 28 条第 1 項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

渡 辺 しんじ